

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	こども医療費助成支給の決定		
根拠法令及び条項	那覇市こども医療費助成条例施行規則第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市こども医療費助成条例第4条、第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和4年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考	医療費助成支給日(毎月28日)を標準処理期間としている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市こども医療費助成条例

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。

2 前項の規定による助成は、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費に関する支給を受けることができるときは、当該支給の限度において行わない。

(助成の方法)

第6条 市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。

- (1) 前条第2項の規定による受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に助成金を支給する方法
- (2) 受給資格者のこどもが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法

2 前項の申請は、助成対象者のこどもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、市長が、特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。